

平成 25 年 8 月 28 日

生徒・保護者の皆様

大阪府立堺工科高等学校
校長 亀平 福一

生徒に対する遅刻指導について

残暑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本校の教育活動にご理解、ご支援をいただきありがとうございます。

さて、本校では、年度当初より、教育活動の重点課題の一環として、時間を守ることの大切さを折に触れ何度も指導してきましたが、遅刻数が減少していないのが現状です。

つきましては、今後は下記により遅刻指導を学校全体の最重要課題として徹底した取り組みを考えておりますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

●遅刻指導基準

- ①8:30のチャイムが鳴り終わるまでに教室にいないものを対象とする。
- ②8:30までに保護者から連絡を受け、やむを得ない理由（通院等）がある場合や電車の延着証明がある場合は、遅刻指導対象のカウントはしない。

●遅刻指導の対象者

月に5回以上遅刻した者を対象とする。

*月末に遅刻数を担任がカウントし、指導対象生徒の保護者に呼び出し連絡を行う。

●指導内容：指導日に以下の指導を行う。

- ①保護者呼び出しで校長訓告
- ②担任と保護者の懇談
- ③書写課題「時間を守る大切さ」1枚800字程度
5回遅刻で1枚、6回遅刻で2枚…回数が増えるごとに1枚追加

●指導日時：指導日は以下の日程とする。

指導日時	対象期間
10月 1日（火） 15:30	9月1日～ 9月30日分
11月 5日（火） 15:30	10月1日～ 10月31日分
12月 2日（月） 13:30	11月1日～ 11月30日分
12月 25日（水） 9:00	12月1日～ 12月24日分
2月 4日（火） 15:30	1月8日～ 1月31日分
3月 3日（月） 13:30（3年生は除く）	2月1日～ 2月28日分

※アルバイトやクラブ等の理由で、指導を拒否したり、延期したりすることは一切認めない。

※指導に従わないものは、「指導無視」としての扱いとなり、生活指導部による懲戒指導（停学）の対象となる。